

# 糸島市立波多江小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月

## 1 学校のいじめの問題に対する考え方

### (1) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的（身体的な影響・持ち物を隠される・壊される・嫌なことをされる、誹謗中傷等）な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ問題対策委員会、特別支援委員会

校長、教頭、いじめ・不登校対策担当、生徒指導主事、養護教諭、学年代表、関係教諭等からなる、いじめ防止等の対策決定のためのいじめ問題対策委員会、要支援児童への配慮事項と支援方針決定のための特別支援委員会を設置し、必要に応じて開催する。事象によっては SSW や SC を加えて課題解決を図る。

### (2) 子どもを見つめる会

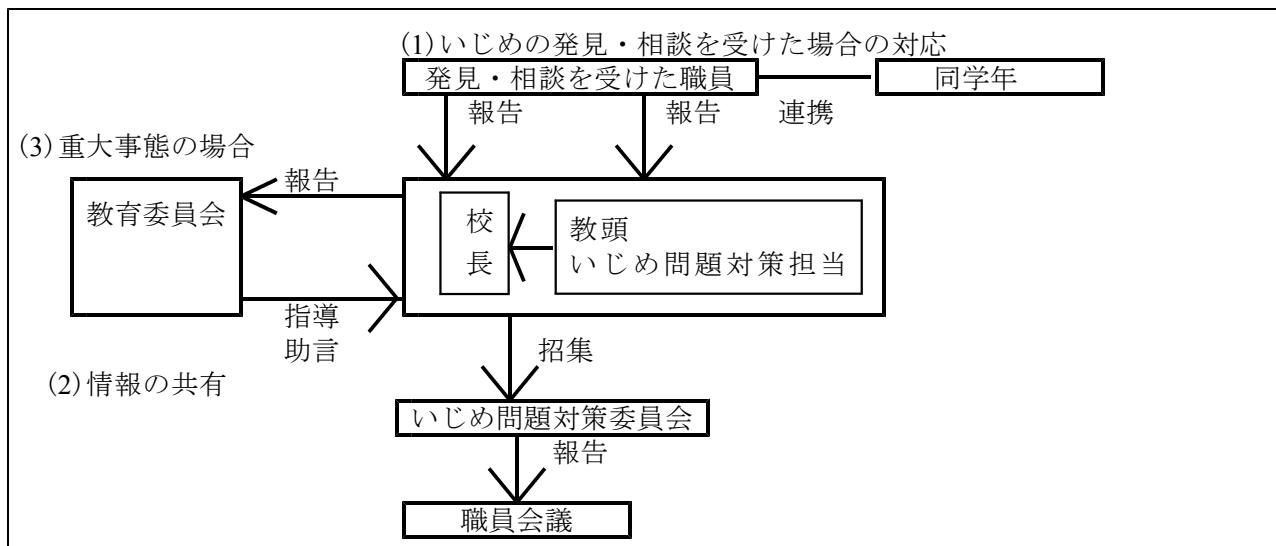
週に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3 関係機関との連携

事象に応じて、糸島市教育委員会、糸島市子ども課、要保護ネットワーク会議、学校警察連絡協議会等と連携しながら、情報交換及び対応を図る。

## 4 報告体制

- (1) いじめを発見した場合やいじめに関する相談を受けた場合、速やかに校長、教頭といじめ防止対策担当に報告後、事実確認のための関係者会議を開催し速やかに事実確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ問題対策委員会を開き、対応を協議すると共に職員会議で情報を共有する。
- (3) 重大事態の場合は、すぐに市教育委員会へ報告する。



## 5 教職員研修

「いじめ防止基本方針」や「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

## 6 いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処の取組

### (1) いじめの防止の取組

- ・年間指導計画に基づき、人権の視点をふまえた教科、道徳、特別活動等を実施する。
- ・児童が主体的に行う、いじめ防止のための児童会活動等の活動を実施する。
- ・望ましい人間関係づくりのために、異学年交流、ピア・サポート等の体験活動を充実させる。

### (2) いじめの早期発見の取組

- ・県教育委員会が作成している「いじめ早期発見チェック表」の活用や日常の児童の様子の観察、月1回のいじめに特化したアンケートの実施、相談ポストの設置と活用、教育相談週間の設定により、いじめの早期発見に努める。
- ・家庭向けリーフレット等を活用し、家庭と連携した早期発見に努める。

### (3) いじめへの対処の取組

- ・職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- ・いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ・速やかに関係職員と校長、教頭、いじめ問題対策担当で協議し、調査の方針について決定する。
- ・調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告する。
- ・児童からの聴き取りに当たっては、児童が話をしやすいよう担当する職員を複数選任する。
- ・必要な場合には、全児童への調査を行う。この場合に調査の結果を、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会等の関係機関へ相談する。
- ・解決を第一に考え、保護者及び他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- ・事実関係が把握された時点で、生徒指導委員会において協議し、校長が指導及び支援の方針を決定し、組織的に対応する。
- ・指導及び支援の方針の変更等が必要な場合は、随時生徒指導委員会で協議し、校長が決定する。

### (4) 重大事案が発生した時

#### ○ 重大事態の定義

- ア. いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ. いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ. 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合  
(「いじめ防止対策推進法」より)

#### ○ 重大事態への対処

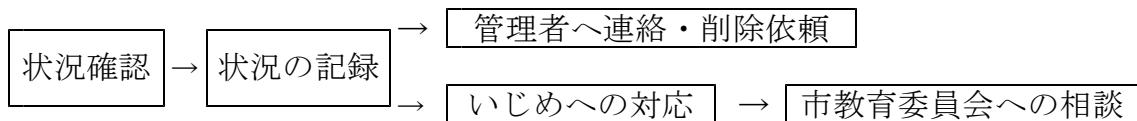
- ・重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 7 ネット上のいじめへの対処

### (1) ネットいじめとは

- ・文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする。
- ・掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載する。  
等がネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

- (2) ネットいじめの予防
- ・フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。  
(家庭内ルールの作成など)
  - ・学校便りにより、保護者からのネットいじめ等に関する情報提供を呼びかける。
  - ・教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
  - ・計画的に情報モラルに関する指導を行う。
  - ・インターネット利用に関する職員研修を実施する。
- (3) ネットいじめへの対処
- ・被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
  - ・不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



## 8 新型コロナウイルス感染症及び新型コロナワクチン接種等によるいじめへの対処

- (1) 新型コロナウイルス感染症及び新型コロナワクチン接種等によるいじめとは
- ・咳や発熱の症状がある児童や欠席した児童に対して、「コロナ」ではないかと他者に伝える。
  - ・新型コロナにかかった後に、復帰したあるいは濃厚接触者の疑いがある人（児童）に対し、「近寄るな」「触るな」など暴言を吐いたり、無視したりして、輪に入れない。
  - ・新型コロナウイルスがいじめの象徴のように使われており、言い出しにくくい状況がある。
  - ・新型コロナワクチン接種をしてないことを理由に不当な差別的な扱いをされたり、接種するよう強要されたりする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関するいじめの未然防止
- ・児童及び家庭や地域に対して、新型コロナウイルス感染症等について正しい知識の周知や道徳教育の充実に努める。
  - ・心理や福祉を専門とするスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による職員研修の充実を図る。
  - ・ワクチン接種については、接種が強制ではないことや身体的な理由等により接種ができない場合や望まない場合があることを児童に指導し、保護者に理解を求める。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関するいじめの対処
- ・他のいじめと同様に早期対応をする。
  - ・いじめを受けた児童への心のケアに対して、心理や福祉を専門とするスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して、保護者に了解を得ながら迅速な相談を実施する。
  - ・いじめを行った児童をはじめ、全校児童に対して再度偏見や差別等がないように道徳教育を実施する。

## 9 教育相談

- ・QU 結果の考察と対応策（要支援群の把握、学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、学年研修で共通理解を図る。
- ・毎月の「いじめをなくすアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ・教育相談週間（6月、10月）を設定し、教育相談の充実に努める。

## 10 保護者・地域等への働きかけ

- ・保護者・地域へ、学校だより等を活用したいじめ防止に係る啓発を行う。
- ・年に2回（6月、11月）保護者アンケートを行い、その結果をHPや学校通信等でお知らせする。
- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

### 1.1 保護者間のトラブル防止

- いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者会を通じていじめに関する情報を共有し、保護者と共に解決のための取組を行う。

### 1.2 取組状況調査

- いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用等を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。
- 基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

### 1.3 学校評価

- 学校評価アンケートのいじめの防止等関連のアンケート項目による、学校評議員と教職員による評価を行う。